

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条がん対策課の項を次のように改める。

がん対策課

一 がん対策に関すること。

二 広島県がん対策推進委員会に関すること。

第十九条第一項の表健康福祉局の部医務課の款の次に次のように加える。

がん対策課	広島県がん対策推進委員会	広島県がん対策推進条例（平成二十七年広島県条例第二号）の規定に基づき、がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議すること。
-------	--------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。